

**大使館からのお知らせ（隔離措置対象者の専用アプリケーションの
使用義務化について（４月１日））**

<ポイント>

○隔離措置対象者の専用アプリケーションの使用義務化

新型コロナウイルス（COVID-19）の予防及び対策に関する法改正により、隔離措置対象者の専用アプリケーションの使用が義務化されましたのでお知らせします。同対象者となった場合には本アプリを使用しなければなりませんのでご注意ください。

- ポーランドへの入国者等の隔離措置対象者は、自身の携帯端末に専用アプリケーション「Kwarantanna domowa / Home Quarantine」をダウンロードし、同アプリケーションを使用して隔離義務の遵守を証明する必要があります。
- アプリケーションのダウンロード及び使用義務は、視覚障害者、インターネットを使用しない、またはアプリケーションのダウンロードが可能な携帯端末を所有していない、との申告書を提出した者には適用されません。
- 同申告書を提出する場合、事実と反する申告を行った場合の罰則規定を確認した旨記載し、警察または隔離場所を所管する衛生局に提出（メールによる提出も可能）する必要があります。
- なお、当館より担当のインフォラインに確認したところ、現在本件アプリケーションのダウンロード及びログインは英語で可能ですが、ログイン後の使用案内等はポーランド語のみ対応しております。完全な英語対応が導入される時期は未定とのことですが、隔離対象者となった場合は、担当部局からの案内に従ってください。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：＋４８ ２２ ６９６ ５００５

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（＋48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html